

公益社団法人栗原法人会会費規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人栗原法人会の定款第7条の規定に基づき、会費に関し必要な事項を定めるものとする。

(会費の種類)

第2条 会員は毎事業年度、会費を納入しなければならない。
年額会費（月額会費×12か月）は、会員種別に応じて下記のとおりとする。

1 正会員は資本金額により次のとおりとする。

資本金	400万円未満	月額会費	600円
資本金	400万円以上 600万円未満		800円
資本金	600万円以上 800万円未満		900円
資本金	800万円以上 1000万円未満		1300円
資本金	1000万円以上 2000万円未満		1800円
資本金	2000万円以上		2300円

2 第1項と併せて均等会費 2,000円を同時に納入する。

3 賛助会員は月額会費600円とする

(会費の使途)

第3条 前条の会費は、毎事業年度における合計額の20%以上を当該年度の公益目的事業に使用する。

(会費の滞納)

第4条 正当な理由がなく会費を3年分以上滞納したときは、理事会の決議により退会させることができる。

(会費の納入方法)

第5条 会員は、その事業年度分の会費を本会所定の方法により納付しなければならない。

(1) 口座振替

毎年、6月末日（休日の場合は翌営業日）に届出の金融機関の口座より口座振替により納付する。

(2) 振込納付

毎年6月に会員宛に送付する振込み依頼書により、金融機関からの振込みにより納付する。

(3) 持参

事務局へ直接持参し納付する。

(中途入会の会費)

第6条 事業年度の中途に入会した会員の当該事業年度の会費年額は、入会の日
の属する月の翌月から年度末までの月数による。

2 第1項と併せて均等会費 2,000円を同時に納入する。

(改 廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て社員総会の決議をもって
行う。

附 則

- 1 この規程の施行に関し、必要な事項は理事会の決議により別に定める。
- 2 この規程は、公益社団法人栗原法人会設立登記の日から施行する。